

限度額適用認定証のご案内

入院や外来で高額な医療費がかかる場合、事前に限度額適用認定証と保険証を窓口で提示していただくことで、1ヶ月(1日から月末まで)の窓口でのお支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。下の表の赤枠内に該当する方は申請をおすすめします。

【70歳未満】

所得区分		区分	自己負担限度額		食事代（一食）
住民税課税	上位所得者	ア	252,600 円 + (総医療費 - 842,000) × 1%		360 円
		イ	167,400 円 + (総医療費 - 558,000) × 1%		360 円
	一般	ウ	80,100 円 + (総医療費 - 267,000) × 1%		360 円
		エ	57,600 円		360 円
住民税非課税		オ	35,400 円		210 円

※ 総医療費とは保険適用される診察費用の総額（10割）です。

【70歳以上】

所得区分		区分	自己負担限度額		食事代（一食）
			外来	入院	
一般			12,000 円	44,400 円	360 円
住民税非課税	低所得Ⅱ	区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円	210 円
	低所得Ⅰ	区分Ⅰ	8,000 円	15,000 円	100 円

◆申請方法

☆ご加入健康保険の保険者へ申請を行ってください。

- 国民健康保険 → 各市町村役場
- 協会健保 → 全国健康保険協会都道府県支部
- 組合保険 → 各組合保険
- 後期高齢者医療 → 各市町村役場

㊟「認定証」は申請書提出月の1日から適用となりますので、お早めに手続きをお願いします。

◆申請に必要なもの

保険証、印鑑（認め印）、身分証明ができるもの（例：免許証など）